

## 戦時下民衆意識研究ノート

市川亮一

はじめに

最初にこの論稿における問題の限定と基本視角について述べる。

満州事変以降、権力の言論・思想統制によって画一的な上からの情報しか与えられないまま、民衆は排外主義におかされ、戦争に対する批判の目をまったく奪われた。しかし当初盲目的で即的な存在であった民衆も、日中戦争・太平洋戦争と続く総力戦の長期化の中で、総力戦体制の矛盾に直面した。民衆はいつの時代でも戦争によって利益を受けることはないが、長期戦によって生じた窮迫する生活の現実から、民衆の戦争に対する批判の芽が生まれ、発展していった。民衆は自然発生的な厭戦感情を、戦争責任者である天皇制ファシズム権力に対する目的意識的な国家権力批判にまで高めることができたのか、どうかという問題に限定して、戦時下、とくに太平洋戦争末期の民衆意識を考察する。

戦時下の民衆の実態を把握しようとする研究は、流言蜚語に

ついでの研究が一、二あるくらいで研究の蓄積は非常に乏しい。その研究は社会心理学的アプローチによるもので、直接民衆意識を対象としたものではない。

そこで、私自身の方法視角と使用する資料について述べると、私は流言蜚語を戦時下における民衆意識の発露<sup>1)</sup>突出点として把握したいと思う。なぜならば、天皇制ファシズム権力の厳しい言論・思想統制のもとでは、コミュニケーション手段はほとんど機能することなく、国民相互のコミュニケーションすら支配権力によって造言蜚語とか流言蜚語とか名づけられ、きびしい取締りの対象とされた。権力自身、「民意ヲ最も端的ニ反映スル流言ヲ通ジテ社会事情ノ実体把握<sup>2)</sup>」に努めていたのである。彼等は、流言蜚語・投書・落書を民心の実体を示すものと認め、「民心の動向」として、特高警察を使って観察・捜査し、便所の落書に至るまで集録を続け、「治安上重大ノ影響アル流言取締ニハ鋭意努力中<sup>3)</sup>」であったのである。

私は戦時下の民衆意識の実態究明のための基本資料として、内務省特高関係の官憲文書を使用する。また、現段階では統計的処理による定量分析は無理であるから、内容分析に重点をおいて考察をすすめる。時期区分については、試論として以下のよう<sup>4)</sup>に提示したい。すなわち、日中戦争開始以後、一九四五年八月一日の敗戦まで、あるいは占領軍による占領開始までを、政治史的には一応日本ファシズムの完成・崩壊期と考え、三つの時期に分ける。

第一期は、一九三七年七月、日中戦争開始から一九四〇年半

ば、物価統制・配給統制が本格的に開始されるまでの、民衆の生活に戦争の影響が徐々に及びはじめたが、まだそれほど深刻ではなかった時期。第二期は、一九四一年二月の太平洋戦争勃発をはきんで、一九四四年七月、東条内閣総辞職までの、総力戦の影響が民衆の生活のあらゆる局面にまで及んだ時期。第三期は、日本ファシズム崩壊期ともいえるもので、東条失脚の一九四四年七月以降、八月一五日の敗戦と一九四五年一〇月、アメリカ軍による占領開始をはきんで、一九四六年、GHQによる軍国主義者の公職追放までをとる。

この論稿では、第三期を中心に、民衆意識の変遷とその実態を明らかにしたいと思う。

一

日中戦争開始後、共産主義者の運動をはじめとするすべての反体制運動が、権力による弾圧と国家主義への転向による右傾化とによって組織的壊滅状態にあった。こうした中で、労働者・農民をはじめとする民衆の権力に対する意志表示は、サボターージュ等による自然発生的抵抗か流言蜚語という消極的抵抗しか残されていなかったが、労働者・農民の自然発生的抵抗運動は完全には消滅することなく敗戦まで続いた。しかし、組織的な抵抗運動・反戦闘争は起こらなかった。

批判めいたものを一言でももらすと警察・憲兵に検挙されるファッショ的弾圧のもとでも、民衆の不満は「反戦反軍不敬不穏事件」という形で確実に増加していた。内務省警保局編『社

会運動の状況』によると、「反戦反軍事件」は、一九四一年四五件、四二年 五一件、四三年 五六件であるが、戦局の悪化した四四年四月から四五年にかけては二二四件と飛躍的な増加をみせた。「不敬不穏言動」については、一九四一年 二二一件、四二年 二五七件、四三年 三五〇件、四四年 三八三件と増加する一方であった。

このような国民の自然発生的な厭戦感情を最も鋭敏な形で表現したのが労働者であり、中でも劣悪な労働条件で酷使されていた徴用工であった。内務省警保局の「徴用工員の動向」によると、その不満は次のようなものであった。第一に、「食事が甚だ粗食で且副食が少い為に元気が出ない。これが逃亡脱出の原因だ。」というような食事問題についての不満。第二に、「待遇は劣悪極まり、僅かばかりの給料から食費、被服代等を差引かれ、病氣・死亡に対して軍人の様な待遇は受けず、酷使はするし、制裁はあり、不満が充満し、無断逃亡者が多い」というような待遇問題についての不満。第三に、「家に残った者は母と幼い弟ばかりで生活は苦しい。安い給料では自分の生活は一杯である」というような徴用による収入減がもたらした家庭生活への深刻な影響。第四に、「営倉、減給等の処分があり、まるで監獄へでもいった様な気がする」というような職場の規律に関する不満。その他、過労による就業時間の短縮、医療・衛生施設を要望する声、寮生活の無味、単調、不自由により帰宅を熟望し、徴用を忌避せんとするもの、職業指導所の取扱に対する不満等が充満していた。

こうした不満は徴用工以外的一般労働者にも及び、四一年、四二年の労働争議件数は三百件前後と戦前における最低数を記録したが、サボタージュ等の増大によって労働情勢を悪化させていた。とりわけ、戦局の悪化ははじめた四二年の後半以降は、遅刻早退者の増加、欠勤者の激増、逃亡者（徴用工員）の脱出、脱法的職場移動者の増加とともに、「鯨鯨稼」といわれた二重稼傾向、職場における怠業傾向、年少工員の不良化の傾向が顕著になった。このような労働者の無意識のサボタージュのうえに、労務管理の強化に対する反発から生じた集団暴行事件や「オシヤカ闘争」と呼ばれる兵器破壊または不良品の作成等の自然発生的な労働者の抵抗運動が続いていた。

「オシヤカ闘争」は、四三年以降、戦争末期にかけて激増し、「特高月報」四三年七月号に「工場設備破壊並各種不穏事件発生状況」と報告されたものだけでも、(一)日本光学株式会社に於ける配電盤破壊事件 (二)不良職工の生産阻害事件検査 (三)北勢電気鉄道株式会社に於ける電車顛覆事件 (四)土畑鉱山に於けるダイナマイト装置事件 (五)千代田機械製靴工場に於ける放火事件 (六)波止浜船渠株式会社に於ける工場施設損壊事件と、一ヶ月間に六件にも及んだ。これ以後も「工場事業場に於ける生産施設の破損其の他に依る所謂生産妨害事案の発生左の如くにして依然として其の跡を絶たず寧ろ頻発の傾向すら看取せらるる状況」であり、また、この発生动機は「多くは労務管理或は生活問題を繞る錯綜せる憤懣の爆発とも謂ふを得べく、未だ以て思想的意識分子の計画的行為とは断じ難きも不平不満の疎通口を

直接行動に訴へんとする傾向は厳に警戒を要するものあり」と特高警察も認めざるをえなかった。当時最も労務管理の徹底していたといわれる三菱重工株式会社名古屋航空機製作所でさえ、「下級現場監督者ハ工員ノ反抗ヲ怖レ、厳正ナル規律ノ要求ヲ躊躇シアルノ実状」で、四三年七月、寄宿舎に收容中の静岡・山梨両県出身の徴用工員二五〇名が、配給のビール・酒で泥酔した結果、大乱闘を演じ負傷者数名、窓ガラス百枚を割る事件が発生したりした。

また一方、農村においても、食糧増産のために農業統制が強化される中で、「米価の低率農業収入と一般労働収入との不均衡に対する不満並米穀供出督励に依る不安動搖之に伴ふ離農、耕地返還、耕作の粗放化等は全国的に漸増の傾向」にあり、農民の間で「政府は時局の犠牲負担を農民のみに加重する」という不平不満が高まりつつあった。

特に、苛酷な強制供出に対しては、「米も金も出せば身が持たなくなる」「供出再割当するなら喰べて行かれぬから首を吊る」というような即自的反発からはじまって、「供出／＼と言ふて我々が汗水流して作った処の米を安く持って行かれて自分達が食ふに困る様になってはやりきれない。食はずに働けと言ふのか。百姓は死んでよいのか。斯んなうるさい米を無理して作るより自分の食丈作って農業の余暇に他の金になる処で働いた方がよい」という厭農気運も拡大しつつあった。このような農民の不平不満は一方では、「役人は机の上で表を作れば良いのである実際に農民に打向って供出させると言ふことになる」と

仲々机の上で考へて居る様な訳には行かない。そして農民が出さないと警察力を用いて片っ端から検挙して出させるとか第一線の将兵の労苦を思へとか言ふておどして来るが第一線で働いて居るのは我々の子弟であつて我々の方が前線將兵の気持は良く知つて居る役人も今少し百姓の気持を知つて仕事をして貰ひたい」といふような反権力的な方向さえ見られた。しかし、もう一方では、「我々百姓がたまに東京辺りへ出て行つた時に歌舞伎座の前辺りに入場券を買ふ為に黒山の様子が集つて居る。こんな遊んで居る都会人の為に我々が汗を流して作つた米を送り出すことには賛成出来ない」といふような農民と都市勤労人民の対立がはじまり、民衆相互の反発と分裂を強めていた。

このように、農民は土地所有者としての小ブル意識を強めることによつて、都市住民への反発感情を強める方向もとつたが、もう一方で、厭戦反戦に通じる反権力意識に目覚め、「種種の不平等を唱へ、延いては農業を嫌し副業農家(職工農家)乃至は離農者となり或は種種の治安上注目すべき事案を惹起」しつゝあつた。四二年から四三年にかけて、軍籍のある農民が応召後の生活不安を危惧して集団的に離農したり、肥料配給をめぐつて農会長の排斥運動を起こしたり、地方事務所の廃止論を唱えるものが現れたり、適正小作料設定に反対して小作統制令第六条の強権発動をうけたり等々、農民の厭戦反戦は戦局の悪化とともに益々強まりつゝあつた。

二

一九四二年後半からの労農情勢の悪化の中で、民衆の自然発生的厭戦感情は強まりつゝあつたが、四四年七月の東条内閣の総辞職を画期として、「逆賊東条首相腹ヲ切レ」「東条ヲ殺セ」の血書を筆頭に、政治不信・内閣呪詛の流言蜚語が激増した。憲兵司令部の資料によると、四四年の一年間に全国の憲兵隊が扱つた造言蜚語数は六、二三三件に及び、また四四年四月から翌四五年三月までの一年間に内務省警保局が扱つた「不敬、反戦、反軍、其他不穩に亘る言辭、投書、落書」の件数は六〇七件であつた。この数値は何らかの形で官憲が捕えることができた情報に限られ、事件の形をとらないものは無数にあつたと考えられる。

戦争末期の流言蜚語を分類してみると、第一には、生活の逼迫と戦争の停止を希望するもの。第二には、上層軍人の特権的生活に露骨な憎悪感を示し、軍部が自らの無能無定見を隠蔽して敗戦の責任を国民に転嫁させようとしていと批判するもの。第三には、敗戦は必至であるとして即時和平交渉を希望し、たとえ無条件降伏しても責任を問われるのは戦争指導者だけであるとするものなど、一般国民の厭戦気分を代表するものが増加しつゝあつた。

このような国民の厭戦感情は「何れも軍部官僚等の特権階級は自ら戦争圏外の特等席に位置し乍ら無意味なる抗戦の犠牲を国民に強ひつゝありとする階級的感情の自然発生と結合し居るもの」と官憲からみなされる程にまで高まり、「その根源には猶戦時下特有の政治的社会的重圧の下に沈黙を余儀なくされた

る大衆の広汎な不安動揺の存在を推測<sup>23)</sup>しうるほどであった。

総力戦体制による民衆支配の強化の中から、かえって自然発生的な厭戦感情が生まれ、戦争末期の生活窮迫と空襲の激化という現実の中で、自分の生活と生命を守るために、戦争を中止し、戦争責任者に退陣を求める反権力の方向に進んでいった民衆も一部には生まれた。このような民衆の間から、天皇を権力者としてとらえ、戦局の悪化と敗戦の原因は天皇にあり、敗戦後の処置を中心に天皇の戦争責任を追求する姿勢を明確にもったものもあらわれた。

明治期の天皇制国家確立以来、眠りこまされて久しくもちえなかった天皇制に対する攻撃が、素朴な天皇批判として、自然発生的に芽生えた。これらの天皇批判を分類してみると、第一は、天皇は戦争圏外に遊惰安逸の生活をしているとして、これを怨嗟するもので、例えば、「これ天皇や一寸申告するぞ。貴様はほんとはばかだな。こんな馬鹿な事よくもするな。戦争するなら物資を十二分としてからのことだよ。貴様は毎日何をのんびんだらりとして居るか。げんごうの役を思ひ出せよ。あの時の天皇様は伊勢に立ちこもられたる為神風にておいはらへたのだよ。貴様は国民を苦しめて毎日のんびんだらりと生活して居るから見よ伊勢神宮は丸焼けだ……」(投書)

第二は、戦局悪化の責任は天皇の無能力にあり戦争の惨禍を国民に与えたのは天皇であるとしてこれを非難するもので、例えば(天皇の写真を指さしながら)、「大体この野郎が馬鹿で東条に巻きこまれていたから戦争に負けたのだ……天皇は黒磯と

か日光とかに東条は御政治を申し上げる為に、東京から通っていたそうで、下々では乗車制限をされて苦しんで居るのに天皇が、別荘に住み、東条が汽車で通ふ様な事をして居るから戦争に負けるのだ」(言辭、犯人検挙)。

第三は、敗戦必至を前提として、敗戦後に戦争の責任は当然天皇が負わなければならないとする天皇の戦争責任追求で、例えば、「若し戦争が負けた場合は此の責任は陛下が負ふべきもので一般国民には影響はない。アメリカが政治をとってもスターリンが政治をとっても一般国民には変りはない」(言辭、犯人検挙)。

こうした民衆の自然発生的な天皇批判が生まれた現実について、宮廷グループを中心とする支配層は、自覚した民衆と反体制の抵抗運動が結びつき、支配権力の打倒のために立ち上がるのではないかと、革命前夜の危機意識をもつに至った。しかし、組織的な抵抗運動は権力による弾圧と懐柔によって、指導部はもはや自力では立ち上る余地のない壊滅状態にあった。従って、革命前夜の危機とは革命の幻影に脅える権力の幻想でしかなかったが、権力に対する不満が広汎な国民大衆にまで拡大し、天皇制権力の検挙、取締りという常套の弾圧手段だけでは、民衆の不満を押さえきれなくなったことは厳然たる事実であった。

自覚した民衆が反体制勢力の組織的抵抗運動と結びつくことを極度に恐れた権力が窮余の手段としてうった最後の方策が、「国体護持」のための宮廷クーデターであった。それは天皇制ファシズム権力から徹底抗戦を主張する軍部とその社会的基盤

をなす地主勢力を切り捨て、天皇の「聖断」によるポツダム宣言受諾に踏み切り、八月一日の正午、戦争終結の詔書を天皇に放送させることであった。支配階級に先手をうたれ、民衆は八月一日を一瞬茫然自失の体で迎えた。民衆を指導する革命勢力の組織は壊滅状態にあり、一〇月の占領軍の政治犯釈放まで抵抗運動を起こすことができず、拱手傍観していた。

しかし、食糧難をはじめとして次々に生起する敗戦後の厳しい現実、立ち遅れをみせた民衆に自ら生きるための方向を模索させた。八月一日の聖断に対する批判、敬神觀念の急速な喪失と、民衆は天皇制イデオロギーの根幹をなす「国体思想」から脱却しつつあった。なかでも農民は、「今カラ食糧の供出モ糞モアルカ俺達農民ハ自分ノ喰物ダケハ作ルカラ町ハ町ノ者デ作レ」と土地所有者としての小ブル意識を一層強め、農地改革の思想的準備をなしつつあった。

こうして高まりつつあった民衆の反権力意識も、政府の真相発表、軍人の復員等のなかで平静を取戻し、諦観的態度をとるようになり、二週間後には天皇批判の流言は「泡沫ノ如ク霧消シ」た。官憲のあげる民衆の流言は、占領軍関係と食糧事情に移行し、民衆は継起する諸事象に状況追隨的に対応することを余儀なくされた。かくて民衆は、総力戦と敗戦のなかで見破った支配権力の虚偽性をふたたび見失なうことになる。民衆は自らの力で支配権力を打倒することができず、地主・軍部を除いた「天皇制」を残存させた。絶対主義天皇制は敗戦によって解体したが、民衆支配のために官僚機構が残され、この官僚機構

を通して独占資本の支配が貫徹された。最後にこの研究から導き出された論点について、簡単に総括する。

戦時下の民衆意識の展開過程において、自然発生性から目的意識性への高まり、一部の民衆ではあれ、変革主体としての自己形成がみられた。それにもかかわらず、民衆の一般的意識は、生活の窮乏化の中での生活防衛・自己防衛から芽ばえた、自然発生的な厭戦反戦感情にとどまっていた。いたいけな学童まで含めて日本の民衆の大半が厳しい戦争体験の中から、食うため、生きるための利己的ともいえる現実主義的な個人主義を身につけるをえなかつたのである。戦争末期における窮乏と破壊の中で、それは無理からぬことともいえたが、それだけでは苦難にあえぐ人民相互の連帯は不可能であったし、権力に向けての抵抗運動の生まれる余地はなかったといわざるをえない。このことは、敗戦後、嵐のように湧き起こった戦後「変革」の中に大きな問題を残すことになったのである。

(1) 池内一「太平洋戦争中の戦時流言」『社会学評論』第二卷第二号、一九五一年八月。南博「流言飛語にあらわれ  
た民衆の抵抗意識」『文学』一九六二年四月号。

(2) (3) 内務省警保局『各種情報並ニ民心ノ動向』(『旧  
陸海軍関係文書』所収)、以下、『民心ノ動向』と省略。

(4) 内務省警保局保安課第一係「最近に於ける不敬、反戦  
反軍、其他言動の状況」、一九四五年八月、林茂編『日本  
終戦史』上巻所収、九七頁。

- (5) 内務省警保局編『社会運動の状況(一九四二年)』。  
(6) 内務省警保局保安課『特高月報』一九四三年七月号、  
五八―六二頁、以下、『月報』と省略。  
(7)(8) 『月報』四三年二月号、六六頁。  
(9) 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑・太平洋  
戦争下の労働者状態・労働運動』別巻、三三一頁。  
(10) 『月報』四三年八月号、六二―四頁。  
(11)(12) 『月報』四三年二月号、六〇頁。  
(13)(14) 同上、六一頁。  
(15)(16) 『月報』四三年三月号、六二頁。  
(17) 同上、六三頁。  
(18)(19) 『月報』四三年七月号、七三頁。  
(20) 『日本労働年鑑』別巻、三三一頁。  
(21) 『日本終戦史』上巻、二〇一頁。  
(22) 同上、一九九頁。
- (23) 同上、二〇九頁。  
(24)(25) 同上、二〇八頁。  
(26) 発特高秘第六六三号、昭和二十年八月三十日、鳥取県  
警察部長より内務省警保局保安課長宛報告「時局ノ急変ヲ  
繞ル民心ノ動向ニ関スル件」『民心ノ動向』所収。  
(27) 発特高秘第八〇〇号、昭和二十年九月十一日、佐賀県  
知事より内務大臣宛報告「終戦後ニ於ケル部民ノ言動ニ関  
スル件」『民心ノ動向』所収。  
(28) 発特高秘第七〇〇号、昭和二十年九月十二日、鳥取県  
警察部長より内務省警保局長宛報告「流言ニ関スル件」  
『民心ノ動向』所収。

(一橋大学大学院博士課程)